

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園

2 理由

「世田谷区都市整備方針」第一部「都市整備の基本方針」（平成26年4月）のテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和7年7月）の北沢地域のテーマ別の方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、誰もが身近に利用できる場として、公園や緑地を適正に配置し、面積を確保するとともに、都市基盤整備とあわせて新たなみどりの創出を図ることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」のエリア別の取り組み（北沢地域）においては、防災性の向上を図るために、みどりの軸、小田急線上部利用空間、みどりの拠点、社寺などのみどりを大切に活かし、住宅地エリアの小規模でも多様なみどりがつながる街をめざすこととしている。加えて、同計画では公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めることとしている。

世田谷区の中央に位置する計画地は、公園緑地が不足している地域に近接しており、計画地に新たなみどりを創出することで、地域の環境改善と都市の質の向上を図り、地域の貴重なみどりの拠点を確保することができる。

こうしたことから、都市計画公園の配置及び機能について検討した結果、梅丘三丁目地内における約0.06ヘクタールの区域を都市施設とし、東京都市計画公園に追加する都市計画変更をしようとするものである。